毒劇物の取り扱い 気をつけていますか?

適正な保管管理ができているか確認をお願いします

●毒物・劇物とは?

工業用薬品・農薬など社会的に有用な化学物質のうち、 特に毒性が強いものが「毒物及び劇物取締法(以下、毒劇法とする)」 により毒物・劇物(以下、毒劇物とする)に指定されています。

毒劇物を取扱う場合は、保健衛生上の危害が生じないよう、 「毒劇法」に基づいて適正に取扱う必要があります。

取扱う製品が、毒劇物に該当するか確認したい時は、

国立医薬品食品衛生研究所のHP

【http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html】 をご覧ください。

●次のようなものが毒劇物に指定されています。

毒物:パラコート、黄りん、無機シアン化合物、水銀、ひ素等

劇物:クロルピクリン、ジクワット、DDVP、アンモニア、塩酸、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、酢酸エチル、シュウ酸、臭素、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、フェノール、ホルムアルデヒド、無水クロム酸、メタノール、ヨウ素、硫酸、有機シアン化合物等

●毒劇物に該当する物には、「医薬用外」の文字、 及び次の表示がされています。

毒物 赤地に白字で「毒物」 劇物 白地に赤字で「劇物」 医薬用外毒物

医薬用外劇物

- ●毒物劇物営業者以外の者が毒劇物を業務で使用する場合、毒劇法に規定する業務上取扱者とみなされ、毒劇法の一部が課せられます。
- (例)・ 毒劇物である農薬を使用する
 - ・ 毒劇物である試薬を使用する
 - ・ 毒劇物である洗浄剤を用いて清掃を行う
 - ・ 毒劇物を運搬する

毒劇物を業務で取り扱う全ての方が対象です! 裏面のチェック表で確認してください



使用・保管	
保管庫は毒劇物専用で、鍵のかかる堅固なものであるか。	
関係者以外が出入りできない場所に保管しているか。	
保管場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示	
しているか。	
保管庫の鍵は適切に管理されているか。	
在庫は必要最小限にしているか。	
管理簿等により現在の在庫状況が把握できているか。	
誤飲防止のため、毒劇物の容器として、ペットボトルなどの	
飲食用容器を使用していないか。	
毒劇物の容器には、「医薬用外」の文字および、	
毒物は「毒物」(赤地白字)、劇物は「劇物」」(白地赤字)の	
文字を表示しているか。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
 	



□ 廃液等は適切に処理しているか。

● 事故等

- □ 毒劇物が盗難にあい、又は紛失した時は、ただちに警察に届け出なければならないことを知っているか。
- □ 毒劇物が、飛散・漏れ・侵出・流出・しみ出または地下にしみ 込んだ場合で、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生じ る恐れがある時は、ただちに保健所・消防署・警察署に届け 出ると同時に、自らも危害を防止するために必要な応急の 措置を講じなければならないことを知っているか。
- □ 事故等に備えて危害防止規定を作成しているか。







毒劇物は適切な管理が重要です ご不明な点は各保健所へお問い合わせください

保健所	担当課	所在地	電話番号	管轄区域	
備前保健所	衛生課	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-4038	玉野市 瀬戸内市 吉備中央町 備前市 赤磐市 和気町	
備中保健所	衛生課	倉敷市羽島1083	086-434-7027	総社市 早島町 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町	
備北保健所	備北衛生課	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2838	高梁市 新見市	
真庭保健所	真庭衛生課	真庭市勝山591	0867-44-2918	真庭市 新庄村	
美作保健所	衛生課	津山市椿高下114	0868-23-0133	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町 西粟倉村 美作市 勝央町 奈義町	
岡山市保健所	衛生課	岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館2階	086-803-1260	岡山市	
倉敷市保健所	生活衛生課	倉敷市笹沖170	086-434-9830	倉敷市	